

第 55 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 55 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 6 年 11 月 13 日（水） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

会場：富山市新総曲輪 6 番 15 号 Toyama Sakura ビル 5 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

< 議事 >

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山県決定）

… 3・4・215 号 草島東線の変更

… 3・5・106 号 金屋線の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山市決定）

… 3・3・217 号 下新西町上赤江線の変更

… 3・4・268 号 町村線の変更

… 3・4・269 号 下新線の変更

議案第 3 号 富山高岡広域都市計画公園の変更について（富山市決定）

… 2・2・215 号 東石金町公園の変更

議案第 4 号 富山高岡広域都市計画市場の変更について（富山市決定）

… 富山市公設地方卸売市場の変更

議案第 5 号 富山高岡広域都市計画用途地域の変更について（富山市決定）

… 下新本町地区における用途地域の変更

… 卸売市場地区における用途地域の変更

… 粟島町一丁目地区における用途地域の変更

議案第 6 号 富山高岡広域都市計画高度地区の変更について（富山市決定）

… 下新本町地区における高度地区の変更

議案第 7 号 富山高岡広域都市計画特別用途地区の変更について（富山市決定）

… 卸売市場地区における特別用途地区の変更

… 粟島町一丁目地区における特別用途地区の変更

議案第 8 号 富山高岡広域都市計画地区計画の決定について（富山市決定）

… 卸売市場地区における地区計画の決定

(5) 審議概要

事務局：(開会宣言)

事務局：(代理出席者、欠席委員の紹介)

事務局： 現在、審議委員 20 名中、18 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

会長：(あいさつ)

会長： 今回の署名委員として「石倉委員」と「高橋委員」にお願いしたいと思います。

石倉委員： 了承。

高橋委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号、第 2 号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)
(議案第 1 号、第 2 号について説明)

会長： ありがとうございます。議案第 1 号、第 2 号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 金屋線を、現在整備済みの道路形状に合わせ、安田交差点の手前で県道富山庄川線に接続させる変更を行うということで、現在整備済みの道路は県道富山庄川線に対して垂直に交差していないことから事故の可能性も考えられるが、接続部分の交差点改良は考えていますか。

事務局： 現在、本市の道路整備課で、金屋線の高山本線オーバーパス工事をしています。接続部分の交差点については、今後、事業を進める中で、県道富山庄川線と金屋線のどちらをメイン道路にするか検討し、交差点改良を行うと聞いています。

委員： 本日の都市計画道路の変更内容は、既にできている現道に都市計画道路区域を合わせるものが多く、その場合、その現道が整備された時期や経緯を考慮して審議をする必要があると思います。今回の変更内容は、最初に説明いただいた都市計画道路の見直しの目的と関係ないことから、都市計画を審議するうえでそういったデータを示していただけないでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり、その現道がいつ頃できたのかという記載は漏れていました。本日の議案については、現道が整備された時期や経緯を明確にお答えできませんが、今後都市計画道路の見直しの時は、ご指摘いただきました内容が説明できる形をとりたいと考えています。

委員： 町村線を現道に合わせるということですが、都市計画道路の代替が可能な道路を整備する場合、本来ならば都市計画のありようについて、しっかりと議論をしてから着手するものだと思います。道路は他部署で勝手に作られ、その道路が代替の機能を発揮するので都市計画を変更しますという話であれば、そもそも都市計画の存在意義すら否定しているように思え、行政として計画性がないと思いません。道路整備の際は関係部局と協議を行わないのですか。

事務局： ご指摘のとおり、本来であれば都市計画の変更を行ったうえで道路を整備するのが基本だと考えています。大幅な道路の変更であれば、建設部と調整し、都市計画を変更してから整備することもあります。平成 17 年から進めている都市計画道路の見直しの中で、今回の変更については、現道を使えるケースも含め様々な検討した上での一つの例だと考えています。

委員： 今後、道路整備を行う際には、都市計画道路との兼ね合いを十分検討した上で行う必要があると思います。冒頭に説明があったように、都市計画道路は市民へ一定程度制限を設けているわけで、都市計画道路がなくなるのであれば制限をより早く外すことができたはずですが。今後は、関係部局と整合性をとって、まずは都市計画の変更が必要かどうかという議論からしていただけたらと思います。また要望ですが、地元説明を実施とありますが、これまで何年何十年と地元からの要望があった箇所もあるかと思えます。地元の皆さんが、この変更をどのように捉えているか知りたいので、説明会や意見募集のときの主だった意見だけでも記載していただきたいです。今後、都市計画を変更していく際に私たちも注意していくところが見えてくると思います。

委員： 地元説明の際に、町内会長と副会長へ説明を行っている場合や、町内への資料回覧で意見募集をしている場合、また、地元説明会を実施している場合がありますが、どのような違いがあるのでしょうか。地域をどのように区別しているのか伺いたいです。

事務局： 都市計画の案を決定する際は、地元説明会の実施を基本として考えております。地元説明会の前に、地域の代表となる自治振興会長に説明した上で、その沿線となる町内会に説明するケースが多いです。今回も自治振興会長に説明後、地元説明会を実施する前提で話を進めましたが、案件が軽微であることから説明会は不要と判断される地域もありました。そのような地域は資料を回覧し、意見募集する期間を設け対応しました。

委員： 基本的には説明会を実施して、その地域の影響や自治振興会長の意見等を踏まえて弾力的に対応されているということですね。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。他にご意見等がありますでしょうか。ご意見が無ければ、議案第1号と2号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 異議が無いようですので、議案第1号、第2号は原案どおり議決させていただきます。次に、議案第3号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第3号について説明）

会長： ありがとうございます。ご意見が無ければ、議案第3号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 異議が無いようですので、議案第3号は原案のとおり議決させていただきます。次に、議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号について説明）

会長： ありがとうございます。議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 議案第6号の高度地区についてですが、規制の厳しくなる箇所にて既存不適格となる現存物はありますか。

事務局： 既存不適格となるものはございません。

委員： 市場についてですが、中央卸売市場から地方卸売市場への転換が全国的に進んでいます。富山市から最寄りの中央卸売市場はどこでしょうか。

事務局： 石川県金沢市が開設している金沢市中央卸売市場です。なお、福井も中央卸売市場ですので、北陸三県では富山市が公設地方卸売市場となります。

委員： 議案の構成を考えていただけないかと思います。今回、議案の数が多く案件によって議案書や資料が行き来することから、審議する側の立場からは非常に内容を把握しづらいです。一議案に対し、説明を行い審議するのが当然の流れだと思うので、議案の決め方を再考いただきたいです。また、おそらく可決前提の議案構成になっていると思うが、議案が不可分だとすると、議案各号の中で一案件でも採択できないと、同議案の他案件も影響を受けることになると思います。そのため、関連する議案を一括して審議をお願いしたいのであれば、説明資料もそれになぞらえて作成していただきたいです。今後は議案の表記や構成を丁寧にするようにしてください。

会長： 要望がありましたので、次回からそのようにお願いしたいと思います。

委員： 市場再整備に伴う余剰地の活用について、民間収益施設の建築を行う計画が最初からありましたが、用途地域の変更を行うタイミングが遅いのではないかと思います。これは、民間収益施設と市場施設の間にある道路位置が確定しないと変更できなかったという認識でよろしいでしょうか。

事務局： ご認識のとおりです。都市計画の区域は地形・地物で区切るのが基本となっているため、市道の区域が確定するタイミングで変更を予定しています。また、市場の再整備は市場施設の機能を維持し、市場を運営しながらの再整備であることから、既存の市場が移設した後でないと市場施設と区別できなかったことから、このタイミングとなっています。

委員： 集客施設の立地によって、交通インフラへの負荷が懸念されると思います。用途地域を商業地域へ変更しても、遊戯施設等が建てられないのは地区整備計画によって制限したという認識でよろしいでしょうか。

事務局： ご認識のとおりです。

委員： 地区計画を決定する際に、地元住民の多数の賛同は不要ですか。

事務局： 地域の方への説明をして反対意見はありませんでした。また、地権者は富山市ですので、反対意見はありませんでした。

委員： 用途地域の変更手続きが終わった後、インフォマップとやまに反映されるのはいつですか。

事務局： 今回の用途地域の変更は、今年度末を予定しております。それに合わせてインフォマップへ反映していく予定です。

会 長： 他にご意見等がありますでしょうか。ご意見が無ければ、議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議が無いようですので、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

会 長： その他ご意見等がなければ、これで本日の議事はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございます。（第55回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、倉嶋委員、富樫委員、長谷委員、新庄委員、石倉委員、高橋委員、大島委員、東委員、江西委員、松井委員、久保委員、高原委員、佐藤委員（代理）、中村委員（代理）、酒井委員（代理）
（計 18 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、都市計画課長、公園緑地課係長、地方卸売市場主幹、その他 7 名